

# 事業計画変更を必要とする理由

県営美祢地区 中山間地域総合整備事業

区画整理 山中工区

## 事業計画変更を必要とする理由

ほ場整備 山中地区は、平成 25 年 7 月 22 日に事業費 500,000 千円で事業計画が確定され、以後計画に基づいて事業を実施してきたところであるが、以下の理由により事業計画の変更が生じた。

### 事業費の変更

#### 事業量変更

- ・地区編入（事業同意等）による受益面積の増
- ・権利者調整困難（事業不同意等）なため地区除外
- ・実施精査による区画形状見直しによる受益面積の増
- ・受益面積の増による測量試験費等の増

#### 工法変更

- ・現況水路を既設利用したことによる事業費の減
- ・河川沿道路の縦断計画を見直したことにより盛土量が減となったことによる事業費の減
- ・法面保護工について、詳細調査を行った結果、法面積の減による事業費の減

### 総括表

区分	事業量 (ha)	事業費 (千円)
当初計画	15.7	500,000
変更計画	17.0	331,777
増減	1.3	168,223

### 地域の変更

換地計画原案作成時に、区画形状等を詳細に検討した結果、一部農地等において地区編入または地区除外の要望があったことから、地域の変更を行う

# 変更後の土地改良事業の概要

県営美祢地区 中山間地域総合整備事業

区画整理 山中工区

# 土地改良事業計画概要書

## 第1章 目的

### 1 土地改良事業の施行目的

ほ場整備を計画している本地区は、急傾斜で不整形な区画であるため効率的な農作業が行えず営農労力が多大である。また用排不分離に加え田越しによるかんがい形態のため水管理にも多大な労力を費やしている。

そのため区画の整形化を図るとともに用排分離を行い、生産性向上、営農労力の軽減を図る。

### 2 土地改良法第2条第2項に掲げる事業の種類 区画整理

## 第2章 地域の所在及び現況

### 1 地域の所在

美祢市東厚保町山中 地内

### 2 現況

#### (1) 地形

本地域は旧美祢市の南部に位置し農用地の勾配は1/3~1/40と急傾斜であり、区画は不整形である。また農道や水路も未整備であることから、営農や土地改良施設の維持管理に苦慮している。

#### (2) 土質及び土壌

中庸な土壌が広く分布しているが、下流域にグライ層が点在する。

#### (3) 気象

年平均気温は15度前後であり、年間平均降水量は1,900mm程度である。

#### (4) 水利状況

用水源は渓流水や、2級河川随光川の利用が主体となっている。

#### (5) 営農状況

水稻が主体となっているが、小規模経営が多い上、農道、水路も未整備であるため農業生産性が低く、多大な営農労力を要している。

#### (6) 地域環境の状況

貴重な自然景観、自然環境を有しており、生態系を含めた保全が重要な課題である。

### 3 地積

(単位：ha)

	田	畑	原野	山林	その他	計
山中地区	19.1	0.1			0.8	20.0
	19.5	0.0			0.6	20.1

その他は道路や水路等の地積

### 第3章 基本計画

#### 計画の内容

#### (1) 一般計画

地形や環境に配慮したほ場や農道・水路の整備を行うことにより、耕作放棄地の解消や農作業の効率化を図る。

#### (2) 環境配慮

美祢市農村環境計画に基づいた環境への配慮を行う。

### 第4章 工事又は管理の要領

#### 1 工事内容

15.7                      2,950                      3,740                      -                      3,600

区画整理 17.0ha、排水路 1,325m、用水路 3,040m、用排水路 1,165m、道路 3,805m

0.5

暗渠排水 0.0ha

#### 2 工事の着工及び完了予定時期

着工予定 平成25年 5月

平成31年 3月

完了予定 令和 6年 3月

#### 3 管理の要領

#### (1) 管理者

美祢市山中・杉谷土地改良区

#### (2) 管理すべき施設の種類

2,950                      3,740                      -                      3,600

排水路 1,325m、用水路 3,040m、用排水路 1,165m、道路 3,805m

#### (3) 施設利用に関する基本的事項

美祢市山中・杉谷土地改良区が維持管理を行い、施設が常時最大限の効用を發揮できるよう、定期的に点検・補修をする。

## 第5章 換地計画の要領

別添「換地計画の要領」のとおり

## 第6章 費用の概算

### 1 費用の概算

(単位：千円)

区 分		中山間地域総合整備事業
事業費	純工事費	438,000 246,364
	測量試験費	27,000 31,424
	用地補償費	15,000 30,394
	換地費	20,000 23,595
	計	500,000 331,777

### 2 費用負担

(単位：千円)

区 分	事業費	
	金額	負担率
国費	275,000 182,477	55.0%
県費	150,000 99,533	30.0%
市町村費	37,500 24,883	7.5%
地元負担	37,500 24,884	7.5%
合計	500,000 331,777	100.0%

## 第7章 効用

### 1 年総効果額及び評価期間内の総便益額

(単位：千円)

区 分	年総効果額	年総増加所得額	現況年総農業所得額	評価期間内の便益額	備考
作物生産	7,513 8,180	7,029 8,182			
営農経費節減	33,243 24,400	33,243 24,400			
維持管理費節減	1,574 984	260 72			
耕作放棄防止効果	7 0				
農業労働環境改善効果	1,013 1,342				
地籍確定効果	96 98				
合 計	40,298 33,036	40,012 32,654	6,730 4,491	729,653 791,823	

### 2 評価期間内の総費用

519,629

461,291 千円 ( = )

### 3 総費用総便益比及び所得償還率

区分	算定式	数値	備考
総費用（現在価値化）	= +	519,629 461,291 千円	
当該事業による費用		417,632 436,077 千円	
その他費用 （関連事業 + 資産価値 + 再整備費）		101,997 25,214 千円	
年償還額		2,822 1,733 千円/年	

年総効果（便益）額		40,298 33,036	千円	
現況年総農業所得額		6,730 4,491	千円	
年増加農業所得額		40,012 32,654	千円	
評価期間（工事期間 + 40 年）		46 51	年	
割引率		0.04 0.04		
総便益額（現在価値化）		729,653 791,823	千円	
総費用総便益比	= ÷	1.40 1.71		1.0
総所得償還率	= ÷	(参考) 41.9 -	%	20%
増加所得償還率	= ÷	7.1 5.3	%	40%

## 第 8 章 他の事業との関係

該当なし

## 第 9 章 計画概要図

別図のとおり



## 換地計画の要領

### 1. 換地計画樹立の必要性

山中地区は旧美祢市の南部に位置し集落内を流れる厚狭川沿いに農地が開けている。地形勾配は比較的なだらかであるが浴部では 1/10 程度の急傾斜となっている。用水源は頭首工からの取水が大半を占めているが、各工区への水路が整備されておらず田越しでのかんがい形態となっている。また農道については未整備であるため小型機械での営農を強いられており非効率的な農作業を余儀なくされている。

そのため地形や環境に配慮したほ場や農道水路の整備を行うことによって営農労力の軽減を図り、豊かな農地の保全に取り組むための換地計画を作成するものである。

### 2. 換地計画樹立の基本方針

#### (1) 従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は土地改良事業にかかる計画決定の日の登記簿地積とする。

ただし、登記簿地積と著しく相違すると思われる土地については、その所有者が資格を有する者(測量士等)の測量した地積測量図及び隣接所有者の境界確認の同意書を添付して申出があった場合には換地委員会において検討し決定する。

#### (2) 農用地集団化の方法

区分 換地区	地帯別グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	一個当り 目標団地 数	区画畦畔の 取り扱い
山中 換地区	該当なし	各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に換地	おおむね 2団地を 目標	移動畦畔

#### (3) 非農用地の換地方法

別紙のとおり

#### (4) 評価の方法

標準地比準方式

#### (5) 清算の方法

比例地積清算方式

3 . 土地改良法第 5 条第 6 項に規定する国有地等の編入に係る地積

単位：m<sup>2</sup>

区分 用途	機能交換に係る土地				一般国有地	合計
	国有地	県有地	市有地	計		
道路	-	-	32,93.00	3,293.00	-	3,293.00
			3,515.00	3,515.00		3,515.00
水路	-	-	4,497.00	4,497.00	-	4,497.00
			2,093.00	2,093.00		2,093.00
計	-	-	7,790.00	7,790.00	-	7,790.00
			5,608.00	5,608.00		5,608.00

4 . 換地処分の時期に関する特則

区画変更工事が完了し、確定測量が行われた時は、土地改良法第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 2 項ただし書きの規定により、換地処分を行うことができるものとする。

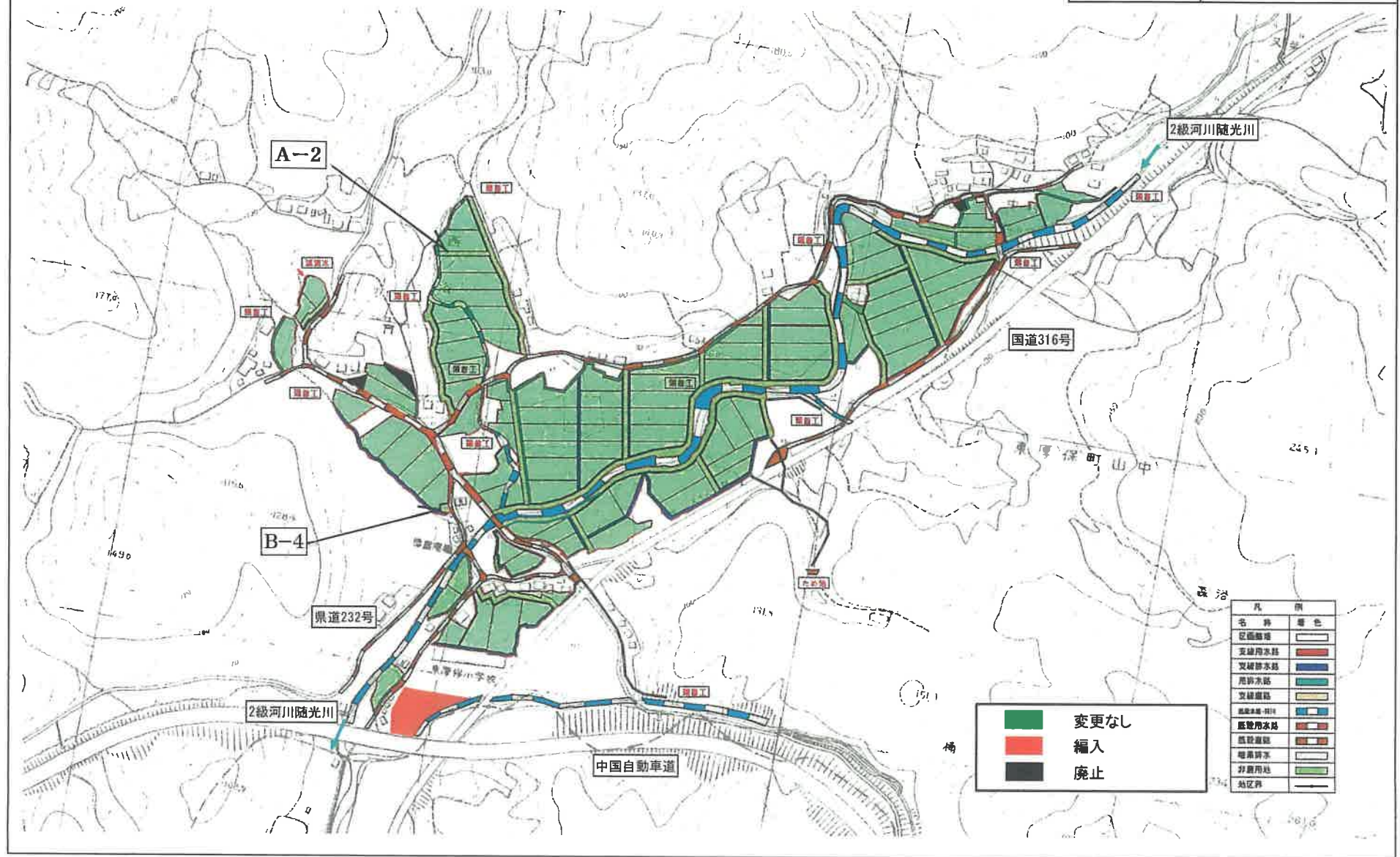
## ( 3 ) 非農用地の換地方法

換地区名	記号	用途	非農用地区域の 位置の概略	面積 (㎡)	換地の手法	換地取得 予定者
山中 換地区	B-1	農機具 倉庫	おおむね従前どお り	210 -	異種目換地	従前地所 有者
	B-2	宅地	おおむね従前どお り	280 -	異種目換地	従前地所 有者
	B-3	農機具 倉庫	おおむね従前どお り	130 -	異種目換地	従前地所 有者
	B-4	農機具 倉庫	おおむね従前どお り	140 354	異種目換地	従前地所 有者
	A-2	道路	おおむね従前どお り	- 558	特定用途用地 換地	従前地所 有者

# 非農用地位置図

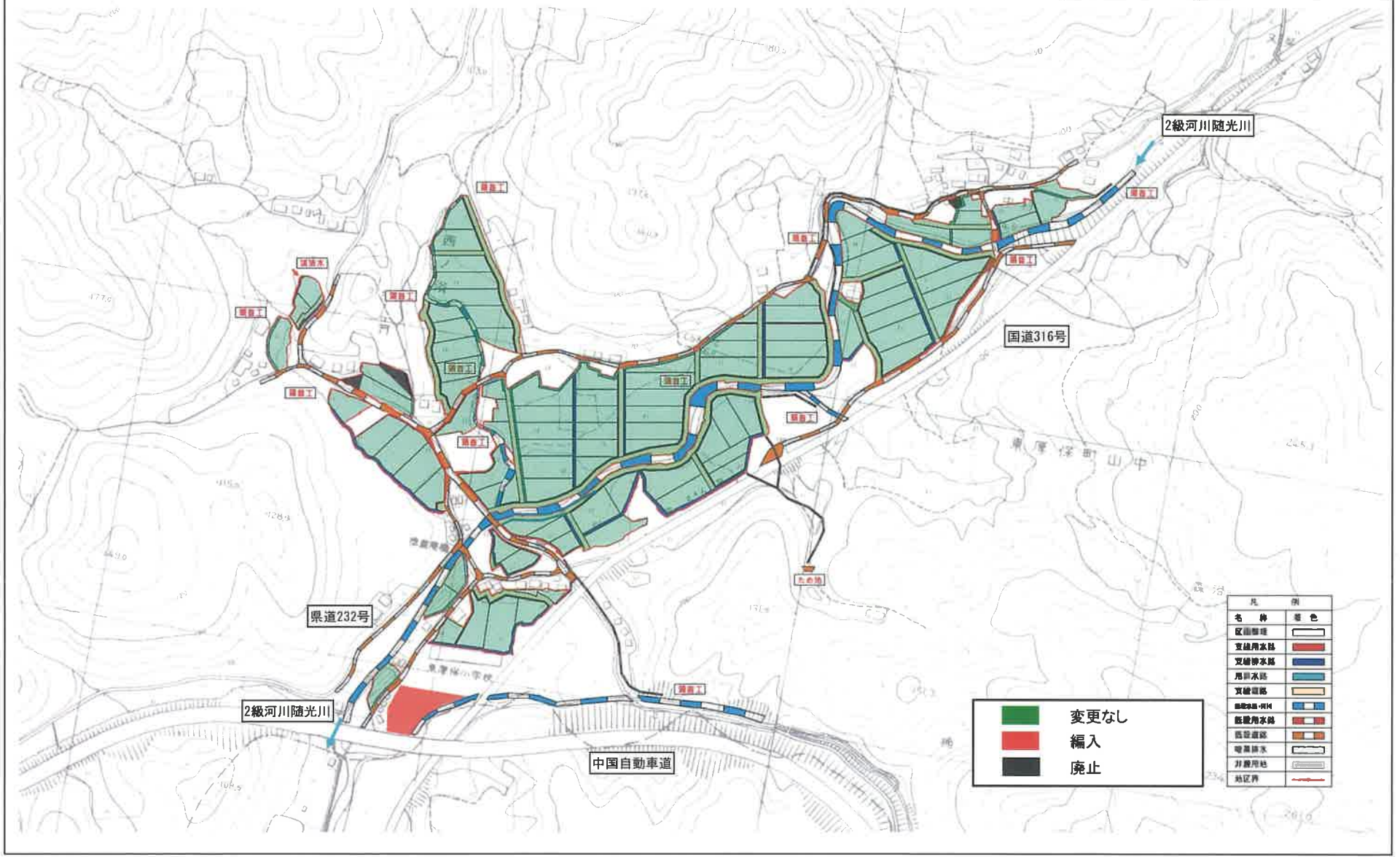
## ほ 場 整 備 計 画 平 面 図

地区名	美 祿
路線名	山 中 (やまなか)



# ほ場整備計画平面図

地区名	美祢
路線名	山中(やまなか)

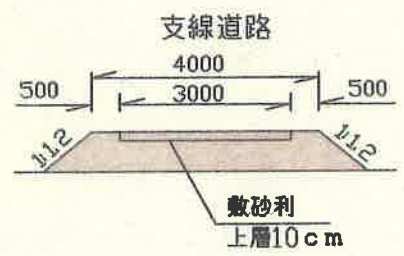
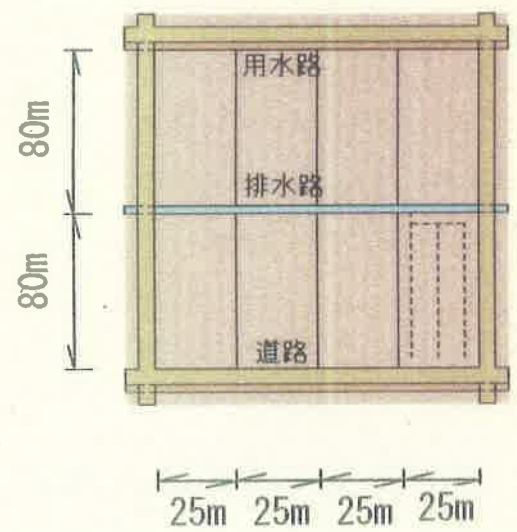


<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:green; border:1px solid black;"></span>	変更なし
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:red; border:1px solid black;"></span>	編入
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:black; border:1px solid black;"></span>	廃止

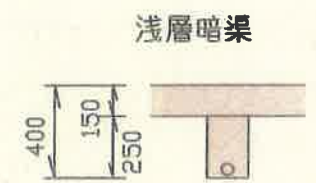
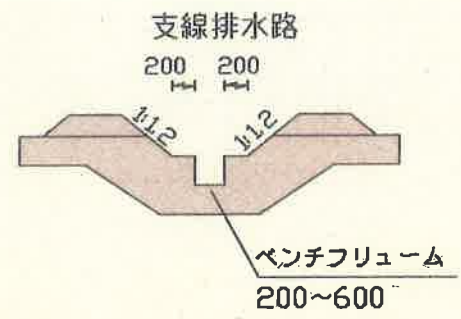
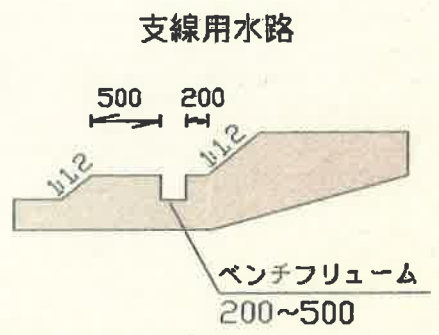
名称	色
区域界線	—
変更用水路	—
変更排水路	—
利用水路	—
買収水路	—
買収排水路	—
既設排水路	—
既設用水路	—
埋蔵排水	—
非農用地	—
地区界	—

# ほ場整備標準断面図

地区名	美祢
路線名	山中(やまなか)



縦断勾配  
12%未満:砂利舗装



事業費の負担区分の予定及び地元負担の  
予定基準を記載した書面

県営美祢地区 中山間地域総合整備事業

区画整理 山中工区

(山中)

## 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面

### 1 事業費負担区分の予定

(単位：千円)

区 分	事 業 費	
	金 額	負 担 率
国庫負担予定額	275,000 182,477	55.0%
県費負担予定額	150,000 99,533	30.0%
市費負担予定額	37,500 24,883	7.5%
地元負担予定額	37,500 24,884	7.5%
合 計	500,000 331,777	100.0%

### 2 地元負担の予定基準

事業費の地元負担は、土地改良法第91条の規定に基づき美祢市山中・杉谷土地改良区が負担する。

美祢市山中・杉谷土地改良区は、受益地内の農用地につき、地積割により分担金を徴集する。

なお、国庫負担予定額、県費負担予定額、市費負担予定額及び地元負担予定額に変更があった場合は、それぞれ負担額を変更する。



土地改良施設の予定管理方法を記載した書面

県営美祢地区 中山間地域総合整備事業

区画整理 山中工区

## 土地改良施設の予定管理方法を記載した書面

- 1 管理者  
美祢市山中・杉谷土地改良区
  
- 2 管理すべき施設の種類  
2, 950  
排水路 L = 1, 325 m  
3, 740  
用水路 L = 3, 040 m  
-  
用排水路 L = 1, 165 m  
3, 600  
道路 L = 3, 805 m
  
- 3 管理の内容  
用水の取水、排水の維持管理は、従来の慣行水利権を基本とし、美祢市山中・杉谷土地改良区が行うものとし、その方法については、別に管理規定を定めて行うものとする。
  
- 4 管理に関する費用の概算及び負担の方法  
費用の概算については、施設の完成した時点において地区内の農用地に対して地積割で徴収するものとし、美祢市山中・杉谷土地改良区の総会において決定する。
  
- 5 その他管理方法に関する基本的事項  
美祢市山中・杉谷土地改良区の総会において決定する。